

第一百七十一回 参議院農林水産委員会會議録第十号

平成二十一年四月二十一日(火曜日)

午後二時開会

委員の異動

四月二十日

辞任 金子 恵美君

補欠選任 梅村 聡君

四月二十一日

辞任 梅村 聡君

補欠選任 金子 恵美君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

平野 達男君

郡司 彰君

高橋 千秋君

加治屋義人君

佐藤 昭郎君

委員

岩本 司君

小川 勝也君

大河原雅子君

金子 恵美君

亀井亜紀子君

主演 了君

姫井由美子君

舟山 康江君

岩永 浩美君

野村 哲郎君

牧野たかお君

山田 俊男君

風間 昶君

草川 昭三君

紙 智子君

衆議院議員

農林水産委員長 遠藤 利明君

国務大臣 農林水産大臣 石破 茂君

副大臣 農林水産副大臣 近藤 基彦君

大臣政務官 農林水産大臣政務官 野村 哲郎君

事務局側 常任委員会専門員 鈴木 朝雄君

本日の会議に付した案件

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平野達男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長遠藤利明君から趣旨説明を聴取いたします。遠藤衆議院農林水産委員長。

○衆議院議員(遠藤利明君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原料原産地等について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、目的規定を改正し、法律の目的とし

て、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示すること。

第二に、製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を設けること。

第三に、品質表示基準違反に係る指示又は命令を行うときは、これと併せて公表する旨の規定を設けること。

第四に、原料原産地等について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する規定を設けることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行するものとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(平野達男君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(平野達男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(平野達男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平野達男君) 次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。石破農林水産大臣。

○国務大臣(石破茂君) 漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

漁業災害補償制度は、昭和三十九年の創設以来、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、漁業経営は一層厳しさを増していることから、今後とも本制度が漁業経営の安定に資する役割を着実に果たしていくことができれば、漁業者のニーズや漁業実態に即し、本制度の健全かつ円滑な運営を確保するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、漁業共済事業の見直しであります。現行の養殖共済は、すべての災害を共済事故とすることを原則としておりますが、共済契約者の任意の選択により、病害を共済事故から除外することができるとし、また、これまで養殖共済の対象にならなかった生産額の小さい魚種について、病害を共済事故から除外することで、養殖共済の対象とすることを可能にすることとしたしております。このほか、養殖共済の共済責任期間について、都道府県知事が設定する水域ごとに単一とする義務を廃止するとともに、漁業施設共済に

ついて、特約が設定できる仕組みを導入すること
といたしております。

第二に、漁業共済組合に係る制度の見直しであ
ります。

漁業共済組合の広域合併が進んでいる現状にか
んがみ、漁業共済制度に、総会に代わるべき総代
会の制度を導入するほか、漁業共済制度の地区を
一又は二以上の都道府県の区域とし、現在、二以
上の区域とする場合に必要としている承認制を廃
止することといたしております。

以上が、この法律案の理由及び主要な内
容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

○委員長(平野達男君) 以上で本案の趣旨説明の
聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十分散会

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に
関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、漁業災害補償法の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関
する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に
関する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関
する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を
次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条の二」に改め
る。

第一条中「公共の福祉の増進」を「農林物資の生
産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業
生産等の振興並びに消費者の利益の保護」に改め
る。

平成二十一年四月二十七日印刷

第十九条の十三の次に次の一条を加える。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項
から第三項までの規定により定められた品質に
関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関
する表示をしなければならない。

第十九条の十四の見出しを削り、同条の前に見
出しとして「表示に関する指示等」を付し、同条
第一項中「前条第一項」を「第十九条の十三第一項」
に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第十九条
の十三第三項」に改める。

第十九条の十四の次に次の一条を加える。

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は
命令が行われるときは、これと併せてその旨の
公表が行われるものとする。

第七章中第二十四条の前に次の一条を加える。

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二
項の規定により定められた品質に関する表示の
基準において表示すべきこととされている原産
地原料又は材料の原産地を含む。)について虚
偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年
以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一項第一号中「第二十四条」を「第
二十三条の二又は第二十四条」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経
過した日から施行する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三條の二」に改め
る。

第七条第一項中「二」を「一又は二以上の」に改
め、「(特別の事由により農林水産大臣の承認を受
けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県
の区域)」を削る。

第二章第二節第二款中第四十三条の次に次の一
条を加える。

(総代会)

第四十三條の二 組合は、農林水産省令で定める
ところにより、定款をもつて、総会に代わるべ
き総代会を設けることができる。

平成二十一年四月二十八日発行

第三 前項の規定にかかわらず、第一項の政令で定
める養殖水産動物であつて、前項の共済事故
のうち疾病による死亡について第百二十二条第
二項に規定する基準共済掛金率を定めるとすれ
ば妥当でないものとなること認められる養殖業の
種類に係る政令で定める養殖水産動物につい
ては、疾病による死亡を共済事故としない。

第百十八條の二 第一項中「養殖水産動物の管
理の条件又は方法が当該養殖水産動物の疾病の
予防を適正に行うに足りるものとして農林水産省
令で定める基準に適合する」を「養殖水産動物が
第百十五條第一項の政令で定める養殖水産動物
であつて、同条第三項の政令で定めるものの以外
のものである」に、「第百十五條第二項」を「同条第二
項」に改める。

第百十九條第二項を削る。

第百三十六條の二 第二項中「第百三十五條及び
前条」を「前三條」に、「並びにその」を「及びその」
に改め、同条を第百三十六條の三とし、第百三十
六條の次に次の一条を加える。

(共済金の支払に関する特約)

第百三十六條の二 政令で定める養殖施設又は漁
具を共済目的とする漁業施設共済であつて、前
二条の規定により共済金を支払うものとされる
場合に該当する場合における共済金の支払に関
し農林水産省令で定める要件に該当する特約が
ある共済契約に係るものの共済金は、これらの
規定にかかわらず、当該共済契約の特約におい
て共済金を支払うべきこととされた場合に該当

する場合に支払うものとし、その金額は、当該
共済契約の特約に従い算定した金額とする。

第百四十二條及び第百四十七條の七中「第百三
十六條の二第四項」を「第百三十六條の三第四項」
に改める。

第百九十七條第二項中「(の役員若しくは受託者
の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の)」を
「又は受託者の代表者又は」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から
施行する。

(経過措置)

第二条 その共済責任期間の開始日がこの法律の
施行の日以前の日である漁業共済事業に係る共済
契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険
契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共
済掛金に係る補助金については、なお従前の例
による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

印刷者 国立印刷局

A